

政令第百十号

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十四号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九条の十二」を「第五十九条の十七」に改める。

第四条の五第一項第二号中「へまで」を「りまで」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、申請者が法第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）の承認を受けている者であることその他の事由により税関長がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

第四条の十二第二項第四号中「ものとし、許可済特例申告貨物の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格。次号及び第六号において同じ。）の総額が十万円以下の場合及び許可済特例申告貨物に係る仕

入書その他の書類によりその原産地が明らかである場合を除く」を削り、同項第五号中「ものとし、税関長が許可済特例申告貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められたものである場合及び許可済特例申告貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く」を削り、同項第六号中「ものとし、許可済特例申告貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く」を削る。

第五十九条の五の見出しを「（特定輸出申告の申告事項等）」に改め、同条第一項中「同項に」を「同項第一号に」に改め、同条第二項中「同項」を「同項第二号」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定は、法第六十七条の三第一項の規定の適用を受ける法第六十七条の規定による輸出申告（同項第三号に規定する特定製造貨物輸出者に係るものに限る。）に係る第五十八条の規定の適用について準用する。この場合において、第一項中「及び次の各号」とあるのは、「、当該貨物を製造した者、当該貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う者及び次の各号」と読み替えるものとする。

第五章第二節中第五十九条の十二を第五十九条の十三とする。

第五十九条の十一中「第六十七条の三第一項」を「第六十七条の三第一項第一号」に改め、同条を第五十九条の十二とする。

第五十九条の十中「第六十七条の三第一項」を「第六十七条の三第一項第一号」に改め、同条を第五十九条の十一とする。

第五十九条の九中「第六十七条の三第一項」を「第六十七条の三第一項第一号」に改め、同条を第五十九条の十とする。

第五十九条の八を第五十九条の九とする。

第五十九条の七第一項中「第六十七条の三第四項」を「第六十七条の三第五項」に改め、同項第一号中「第六十七条の三第一項」を「第六十七条の三第一項第一号」に改め、同項第三号中「ホまで」を「チまで」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、申請者が法第六十七条の十三第一項（製造者の認定）の認定を受けている者であることその他の事由により税関長がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

第五十九条の七第五項中「第六十七条の三第一項」を「第六十七条の三第一項第一号」に改め、同条を

第五十九条の八とする。

第五十九条の六の次に次の一条を加える。

(貨物確認書の記載事項)

第五十九条の七 法第六十七条の三第四項(輸出申告の特例)に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 特定製造貨物(法第六十七条の十三第三項第二号イ(製造者の認定)に規定する特定製造貨物をいう。以下この条において同じ。)の記号、番号、品名及び数量

二 特定製造貨物に係る法第七十条第一項又は第二項(証明又は確認)の規定による証明の要否

三 認定製造者(法第六十七条の十三第一項の認定を受けた者をいう。以下同じ。)の住所又は居所及び氏名又は名称

四 特定製造貨物輸出者(法第六十七条の十三第二項に規定する特定製造貨物輸出者をいう。第五十九条の十四第一項第二号及び第四項において同じ。)の住所又は居所及び氏名又は名称

五 特定製造貨物が置かれている場所から当該特定製造貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、

税関空港又は不開港までの運送を行う者の住所又は居所及び氏名又は名称

六 その他財務省令で定める事項

第五章第二節に次の四条を加える。

(認定製造者の認定の申請の手続等)

第五十九条の十四 法第六十七条の十三第一項（製造者の認定）の認定を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

一 申請者の住所又は居所及び氏名又は名称

二 特定製造貨物輸出者の住所又は居所及び氏名又は名称

三 その他財務省令で定める事項

2 前項の申請書には、法第六十七条の十三第三項第二号八の規則を添付しなければならない。

3 申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。ただし、申請者が法第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）の承認を受けている者でない。

ることその他の事由により税関長がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 前項の規定は、第一項第二号の特定製造貨物輸出者について準用する。

5 税関長は、第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき認定をしたときはその旨を、認定をしないこととしたときはその旨及びその理由を書面により申請者に通知しなければならない。

6 認定製造者は、その認定に係る第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該認定をした税関長に届け出なければならない。

(認定製造者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出の手續)

第五十九条の十五 法第六十七条の十五(認定製造者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を税関長に提出することにより行うものとする。

一 届出をする認定製造者の住所又は居所及び氏名又は名称

二 法第六十七条の十三第一項(製造者の認定)の認定を受けている必要がなくなつた旨

三 法第六十七条の十三第一項の認定を受けた年月日

四 その他財務省令で定める事項

(認定の取消しの手続)

第五十九条の十六 税関長は、法第六十七条の十七第一項(認定の取消し)の規定により法第六十七条の十三第一項(製造者の認定)の認定を取り消した場合には、その旨及びその理由を書面によりその認定を受けていた者に通知しなければならない。

(技術的読替え等)

第五十九条の十七 法第六十七条の十八の規定において認定製造者について法第四十八条の二第一項から第五項まで(許可の承継)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句		読み替える字句
第四十八条の二第一項	により当該許可		により第六十七条の十三第一項(製造者の認定)の認定
第四十八条の二第二項	の当該許可	の当該認定	第六十七条の十三第一項の認定
保税蔵置場の許可			

	<p>税関長</p>	<p>当該認定をした税関長</p>
<p>第四十八条の二第三項及び第五項</p>	<p>第四十三条各号（許可の要件）のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないことができる</p>	<p>第六十七条の十三第三項第一号又は第二号のいずれかに適合しない場合には、前項の承認をしないものとする</p>
<p>第四十八条の二第四項</p>	<p>（当該保税蔵置場の税関長により当該保税蔵置場の</p>	<p>（当該認定製造者に係る第六十七条の十三第三項第二号イ及びロに規定する</p>
	<p>税関長により当該保税蔵置場の</p>	<p>同条第一項の認定をした税関長により当該認定製造者に係る同号イ及びロに規定する</p>
	<p>第四十七条第一項第一号又は第三号（許可の失効）</p>	<p>第六十七条の十六第一項第一号又は第三号（認定の失効）</p>

当該許可

第六十七条の十三第一項の認定

2 第三十九条の二第一項又は第二項の規定は、法第六十七条の十八において準用する法第四十八条の第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第三十九条の二第一項中「保税蔵置場の許可を」とあるのは「法第六十七条の十三第一項（製造者の認定）の認定を」と、同項第一号中「被相続人の氏名並びに当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「被相続人であつて、法第六十七条の十三第一項の認定を受けた者の氏名及び住所又は居所」と、同条第二項中「保税蔵置場の許可を」とあるのは「法第六十七条の十三第一項の認定を」と、同項第一号中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「合併又は分割をしようとする法人であつて、法第六十七条の十三第一項の認定を受けた者の名称及び住所」と、同項第二号中「合併又は分割をしようとする法人の名称及び住所並びに合併後存続する法人」とあるのは「合併後存続する法人」と、「当該保税蔵置場の」とあるのは「法第六十七条の十三第一項の認定を受けた者に係る同条第三項第二号イ及びロに規定する」と読み替えるものとする。

第六十一条第一項第一号中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第三項中「四月」を「一年」に改め

、同条第六項中「第七十六条第三項」を「第七十六条第一項に規定する郵便物にあつては、同条第三項」に、「通知の日を含む。」を「提示の日」に改める。

第六十二条の二第四項第一号及び第六十二条の十六第四項第一号中「郵便物の場合」を「法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物である場合」に、「法第七十六条第三項（郵便物の輸出入の簡易手続）」を「同条第三項」に、「通知」を「提示」に改める。

第六十五条中「及び第四項」の下に「、第五十九条の四第一項（第三号を除く。）及び第二項」を加える。

第九十二条第一項第一号イ中「及び第六十七条の十」を「、第六十七条の十及び第六十七条の十八」に改め、「（保税運送の特例）」の下に「（同項に規定する特定保税運送者の承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）」を、「第六十七条の九（承認の取消し）の規定」の下に「、第六十七条の十三第一項（製造者の認定）、第六十七条の十五（認定製造者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出）及び第六十七条の十七第一項（認定の取消し）の規定」を加え、同項第二号イ中「第六十七条の九」の下に「、第六十七条の十三第一項、第六十七条の十五、第六十七条の十七第一項」を加える。

別表第一中「宮 城 気仙沼」を削り、「熊 本 熊 本」を「熊 本」に改める。

本
津
に改める。

(関稅定率法施行令の一部改正)

第二条 関稅定率法施行令(昭和二十九年政令第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号ただし書中「第五十七条第十号」を「第五十七条第十二号」に改める。

第五十七条中第十号を第十二号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の二を第八号

とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 法の別表第二二七・一号の(一)に掲げるエチルアルコール

第五十八条第一項第三号中「前条第六号から第八号まで」を「前条第七号から第十号まで」に改め、同

条第二項中「前条第六号」を「前条第七号」に改める。

第五十九条ただし書中「第六号、第六号の二、第九号及び第十号」を「第七号、第八号、第十号及び第十二号」に改め、同条第五号中「第五十七条第六号、第六号の二から第八号まで」を「第五十七条第七号から第十号まで」に、「同条第九号」を「同条第十号」に改める。

(関税暫定措置法施行令の一部改正)

第三条 関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「申請とし、」の下に「同法第七十六条第一項(郵便物の輸出入の簡易手続)に規定する」を加え、「同法第七十六条第三項(郵便物を受け取った旨の通知)」を「同条第三項」に、「通知」を「提示」に、「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改める。

第二十五条第二項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 別表第一の第八三号に掲げる国を原産地とする関税率表第一六 四・一九号に掲げる物品(うなぎのもの及び節類以外のものに限る。)、同表第一六 五・九 号の二の(三)に掲げる物品のうち軟体動物のもの(あわび又は帆立貝のもの以外のもの、気密容器入りのもの以外のものに限る。)、同表

第六九一二・ 号に掲げる物品及び同表第九四 四・九 号に掲げる物品であつて、平成二十三年

三月三十一日までに輸入されるもの

第二十七条第一項第三号中「物品（）」の下に「特惠受益国原産品であることを確認するために原産地証明書の提出の必要があると税関長が認めるもの及び」を加える。

第二十九条中「第七十六条第三項の規定による通知を含む。」を「第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては、同条第三項の規定による提示」に改める。

別表第一第五二号を次のように改める。

— 五二一 削除 —

（関税率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令の一部改正）

第四条 関税率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令（昭和三十年政令第二百三十七号）の

一部を次のように改正する。

別表アフリカの項中「カーボヴェルデ」を削る。

（関税割当制度に関する政令の一部改正）

三・五号及び第七一三・九号の項中「平成二年一月一日から平成二年三月三十一日まで」を「平成二年四月一日から同年九月三十一日まで」に、「八一、一 トン」を「五、 トン」に改める。

別表第一 五・九号の項中「平成二年一月一日から平成二年三月三十一日まで」を「平成二年四月一日から同年九月三十一日まで」に、「二、一三八、三 トン」を「二、一九、 トン」に、「平成二年四月一日から平成二年三月三十一日まで」を「平成二年四月一日から平成二年三月三十一日まで」に、「三三三、八 トン」を「三四八、九 トン」に、「三八、二 トン」を「四二、 トン」に、「八三、四 トン」を「七三、 トン」に改める。

別表第一 七・一号及び第一一七・二号の項中「平成二年一月一日から平成二年三月三十一日まで」を「平成二年四月一日から同年九月三十一日まで」に、「二四一、 トン」を「三二一、 トン」に改める。

別表第一 八・一二号、第一一八・一三号、第一一八・一四号、第一一八・一九号、第一一八・二二号、第一九一・二二号及び第一九一・九号の項中「平成二年一月一日から平成二年

三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から同年九月三十一日まで」に、「七九、三 トン」を「七八、五 トン」に改める。

別表第一二二 二・一 号及び第一二二 二・二 号の項、第一二二二・九九号の項並びに第一七三 三・一 号及び第一七三 三・九 号の項中「平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改める。

別表第一八 六・二 号の項中「平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「一七、二 トン」を「一五、六 トン」に改める。

別表第二 二・九 号の項中「平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「三八、二 トン」を「三六、九 トン」に改める。

別表第二 八・二 号の項中「平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「四六、五 トン」を「四四、八 トン」に改める。

別表第二 六・九 号の項、第四一 一・二 号、第四一 一・五 号、第四一 一・九 号、第四一 四・一一号、第四一 四・一九号、第四一 四・四一号、第四一 四・四九号、第四一 七・一一号

、第四一七・一二号、第四一七・一九号、第四一七・九一号、第四一七・九二号及び第四一七・九九号の項並びに第四一五・三号、第四一六・二二号、第四一一二・号及び第四一一三・一号の項中「平成二一年四月一日から平成二一年三月三十一日まで」を「平成二一年四月一日から平成二二年三月三十一日まで」に改める。

別表第五 一・号及び第五二・号の項期間の欄中「関稅定率法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第五号）附則第一条第三号に定める日から平成二一年三月三十一日まで」を「平成二一年四月一日から平成二二年三月三十一日まで」に改め、同項数量の欄中「一、八六トン」を「一、五四八トン」に改め、「を三百六十五で除して得た数量に關稅定率法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第五号）附則第一条第三号に定める日から平成二一年三月三十一日までの日数を乗じて得た数量（一トン未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数量）」を削る。

別表第六四 三・二号、第六四三・四号、第六四三・五一号、第六四三・五九号、第六四三・九一号、第六四三・九九号、第六四四・一九号、第六四四・二号、第六四五・一号及び第六四五・九号の項中「平成二一年四月一日から平成二一年三月三十一日まで」を「平成二一年四月一

日から平成三十二年三月三十一日まで」に改める。

（相殺関税に関する政令の一部改正）

第六条 相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「において同じ。」の下に「並びにこれらの者以外の者であつて財務大臣が当該調査に特に利害関係を有すると認める者」を加える。

第七条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 財務大臣が第二項前段の規定により利害関係者に対し証拠又は証言を求めた場合には、第十条の二の決定（当該証拠又は証言を求める前に行われたものを除く。）及び第十二条の決定は、当該証拠又は証言が提出された後でなければしてはならない。ただし、当該利害関係者が相当な期間内に当該証拠又は証言を提供しない場合は、この限りでない。

第八条第一項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

（仮の決定の通知等）

第十条の二 財務大臣は、法第七条第六項の調査が開始された場合において、同条第九項又は第十項に規定する補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定がされたときは、その旨及び当該決定の基礎となつた事実を直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、官報で告示するものとする。

(不当廉売関税に関する政令の一部改正)

第七条 不当廉売関税に関する政令(平成六年政令第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「において同じ。」の下に「並びにこれらの者以外の者であつて財務大臣が当該調査に特に利害関係を有すると認める者」を加え、同項第七号中「申出」の下に「、第十二条の二第一項の規定による意見の表明」を加える。

第十条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 財務大臣が第二項前段の規定により利害関係者に対し証拠又は証言を求めた場合には、第十三条の二の決定(当該証拠又は証言を求める前に行われたものを除く。)及び第十五条の決定は、当該証拠又は証言が提出された後でなければしてはならない。ただし、当該利害関係者が相当な期間内に当該証拠又

は証言を提供しない場合は、この限りでない。

第十一条第一項中「第十条第四項」を「第十条第五項」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

（意見の表明）

第十二条の二 調査が開始された場合において、利害関係者、当該調査に係る貨物の産業上の使用者又は当該貨物の主要な消費者の団体は、第八条第一項の規定により通知又は告示された同項第七号に掲げる期限までに、当該調査に関し、財務大臣に対し、書面により意見を表明することができる。ただし、主要な消費者の団体が意見を表明することができるのは、当該貨物が小売に供されている場合に限る。

2 財務大臣は、調査の期間中必要があると認めるときは、利害関係者、当該調査に係る貨物の産業上の使用者又は当該貨物の主要な消費者の団体に対し、当該調査に関し、書面による意見の表明を求めることができる。

第十三条の次に次の一条を加える。

（仮の決定の通知等）

第十三条の二 財務大臣は、法第八条第五項の調査が開始された場合において、同条第八項又は第九項に規定する不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定がされたときは、その旨及び当該決定の基礎となった事実を直接の利害関係人に対し書面で通知するとともに、官報で告示するものとする。

(緊急関税等に関する政令の一部改正)

第八条 緊急関税等に関する政令(平成六年政令第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

(仮の決定の告示)

第九条の二 財務大臣は、法第九条第六項の調査が開始された場合において、同条第八項に規定する特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することについての決定がされたときは、その旨及び当該決定の基礎となった事実を官報で告示するものとする。

(沖縄振興特別措置法施行令の一部改正)

第九条 沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年政令第百二号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第一号中「第五号」を「第八号」に改め、同項第二号中「第四号」を「第七号」に改める。

第二十条第二号中「第五号」を「第八号」に改め、同条第三号中「第四号」を「第七号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条及び次条の規定 平成二十一年六月一日
- 二 第一条中関税法施行令目次の改正規定、同令第四条の五の改正規定、同令第五十九条の五（見出しを含む。）の改正規定、同令第五章第二節中第五十九条の十二を第五十九条の十三とする改正規定、同令第五十九条の十一の改正規定、同条を同令第五十九条の十二とする改正規定、同令第五十九条の十の改正規定、同条を同令第五十九条の九の改正規定、同条を同令第五十九条の八とする改正規定、同令第五十九条の九とする改正規定、同令第五十九

九条の七の改正規定、同条を同令第五十九条の八とする改正規定、同令第五十九条の六の次に一条を加える改正規定、同令第五章第二節に四条を加える改正規定及び同令第九十二条の改正規定（同条第一項第一号イ中「（保税運送の特例）」の下に「（同項に規定する特定保税運送者の承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）」を加える部分を除く。）並びに第九条の規定 平成二十一年七月一日

（関稅定率法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 前条第一号に定める日前に關稅法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定により輸入の申告がされた貨物であつて、第二条の規定による改正後の關稅定率法施行令第五十七条第四号に掲げる貨物に係る同令第五十八条から第六十一条までの規定の適用については、なお従前の例による。